

## 津波避難ビル耐浪診断業務委託特記仕様書

### (適用範囲)

第1条 この仕様書は、岩手県が実施する「津波避難ビル耐浪診断業務委託」に適用する。

### (業務内容等)

第2条 本業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 業務対象施設

名 称 大只越復興住宅1号棟  
所 在 地 岩手県釜石市大只越町1-4-16

#### 対象建築物概要

建築年	階数	建築面積	延床面積	構造
平成28年	地上5階	280.74 m <sup>2</sup>	1,052.58 m <sup>2</sup>	S造

#### (2) 業務の目的

調査対象施設が津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平成23年国土交通省令第99号)第31条第1号の規定に基づく耐浪性を有しているか否かを判断するため耐浪診断を行うもの。

#### (3) 業務の実施期間

契約日の翌日から100日間

#### (4) 業務の内容

津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平成23年国土交通省令第99号)第31条第1号の規定に基づき大臣が定めている津波避難ビル等の構造上の要件の解説(平成24年3月国総研資料第673号)「2章 津波避難ビル等の設計例」を用いて「業務対象施設」の構造計算を実施するものとする。

### (打合せ)

第3条 本業務の実施に当たっては、岩手県と受託者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認するものとする。

### (成果品の提出)

第4条 受託者は、岩手県に対して次に掲げる成果品を提出するものとする。

成果品名	形式	部数
耐浪診断報告書	製本	1部
	電子データ(CD-R等)	1部

(成果品等の所有権)

第5条 成果品及び本調査に係る提出物については、全て岩手県の所有物とする。

(調査状況等の報告)

第6条 岩手県は、受託者に対して必要に応じて調査状況等について報告を求めることができるものとする。

(関係資料の貸与)

第7条 岩手県は、下記の図書を受託者に貸与するものとする。

- ・ 意匠図
- ・ 構造図
- ・ 構造計算書

(その他)

第8条 岩手県は、契約変更の必要があると認めるときは、その契約内容を受託者に通知して履行期間又は業務委託料を変更することができる。

(疑義)

第9条 本仕様書に疑義が生じたとき又は記載のない事項については、岩手県と受託者で協議の上、取扱いを決定するものとする。